

石川県公共事業景観形成指針

1. 基本的事項

(1) 目的

石川県公共事業景観形成指針（以下「指針」という。）は、公共事業等による良好な景観の保全・創出を図るための目指すべき方針や整備指針等を定めることにより、景観に配慮した良質な公共施設整備を促進し、美しい石川の景観の創出に寄与することを目的とする。

(2) 位置づけ

指針は、いしかわ景観総合条例（平成二十年石川県条例第二十九号）第九十五条における「景観形成のための公共事業に係る指針」とする。

(3) 対象施設

石川県内における下記の施設整備を対象とする。

道路 橋梁 河川・水路 ダム 砂防・治山 港湾・漁港 空港 海岸 公園・
緑地 公共建築物 農地整備 森林整備 上下水道 自然公園 面的整備事業

また、公共性の高い民間施設についても、指針に配慮することを推奨する。

ただし、法令等の定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じられない場合や、災害等の復旧のために必要な応急措置として行う事業には、指針の適用を除外することができる。

なお、上記の場合においても、できる限り景観に配慮して事業を実施するよう努めるものとする。

(4) 対象者

県は、指針に適合して公共事業を実施する。

県以外の公共事業の施行者は、指針に配慮して公共事業を実施する。また、必要に応じて、県は助言又は要請を行う。

設計者・施工者等は、公共事業等に関わる際は、指針に適合するよう事業を実施する。

民間企業は、公共性の高い民間施設が、まちの景観を構成する重要な要素であることを認識して、新築や増築・修繕などの際には、指針を参考として景観に配慮する。

(5) 活用時期

景観に配慮した公共施設整備を進めるにあたり、指針を拠り所として、「計画・設計」から「施工」、「維持管理」、「増築・修繕」などの各段階においてその適合性を確認し、常に良好な景観形成がなされるよう心がけるものとする。

2. 基本方針

公共事業の実施にあたっては、「いしかわ景観総合計画」における景観形成基本方針を遵守するとともに、公共事業における景観形成のコンセプトと基本方針を以下のように定める。

(コンセプト)

いしかわの美しい風土に調和する公共施設～立地環境・先導・愛着の3つを大切にした施設づくり～

(基本方針)

立地環境に調和する施設づくり

地域を先導する魅力ある施設づくり

県民に愛着を持たれる施設づくり

3. 各施設共通の整備指針

(1) 共通の基本配慮事項

各種公共事業において、共通して配慮すべき基本的な事項を以下のように定める。

- 自然環境を活かし、調和を図る
- 歴史や生活文化の蓄積を活用する
- 視点場からの見え方に配慮する
- 地域における公共施設の機能や役割を考慮する
- 色彩や形態を考慮する
- ヒューマンスケールを取り入れる
- 事業者間の調整を図る
- 維持管理面を考慮する
- 工事中の景観に配慮する

(2) 共通要素の整備指針

各種公共事業における共通要素の整備指針を以下のように定める。

法面

現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。また、法面の覆工については、緑化による修景など周辺景観との調和に努める。

擁壁

自然素材の利用等、意匠、色彩及び素材について工夫を行い、周辺景観との調和に努める。

護岸

生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。

防護柵

防護柵としての機能を確保しつつ、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

舗装

舗装としての性能及び安全で快適な走行性と歩行性を確保するとともに、視点位置によっては景観に大きく影響を与えるため、周辺景観に調和するような素材、色調の採用に努める。

標識及び公共広告物

道路標識としての安全で利便性の高い機能を確保しつつ、設置数は最小限とし、表示すべき情報や掲示内容の整理整合、適切な場所への設置に努める。

また、良質なデザインや環境への配慮により、地域の良好な景観や環境づくりに資する広告物の設置に努める。

無電柱化

歴史的・文化的地区や商店街・温泉街地区、空港や駅、玄関口となる幹線道路沿線など、特に景観上の配慮が必要な場所では、無電柱化することにより美しい街並みの形成に努める。

照明施設

周辺景観との調和を図るとともに、地域の状況に応じた照明方法の工夫や、地域特性を活かした意匠及び色彩となるよう努める。

緑化

緑化の目的を明確にし、地域の自然や文化の特性に配慮したうえで、周辺景観に調和した適正な樹種の選択、配植デザイン、管理計画の策定・実施等に努める。

4. 施設別の整備指針

各種公共事業における施設別の整備指針を以下のように定める。

(1) 道路

路線の選定

周辺環境を十分考慮し、山や海等の風景を活用するとともに、自然の保全や調和に努める。

トンネル

坑口部は、周辺の地形になじむ構造及び形態とし、周辺景観との調和に努める。

道路緑化

周辺環境を勘案し、できる限り緑豊かな道路景観となるよう努める。

道路占用物

配置、形態、意匠及び色彩について規制、誘導を図るとともに、できる限り整理統合し、周辺景観を阻害しないよう努める。

道路休憩施設

運転者や歩行者に安らぎを与える空間とするため、周辺の景観と調和し、眺望が良く、安全で快適な場所となるよう努める。

沿道街並みの修景

景観上の配慮が必要な街路整備を行う際には、街路空間の修景と合わせて、沿道の街並み修景を行うよう誘導に努める。

(2) 橋梁

橋梁本体

主要な眺望点からの眺望に配慮するとともに、特に景観に配慮すべき地域においては、橋梁の構造、形態、意匠及び色彩は、周辺景観との調和や地域の特性に配慮する。

橋梁付属物（高欄、照明施設、舗装、排水施設等）

主要な眺望点からの眺望に配慮するとともに、特に景観に配慮すべき地域においては、橋梁本体とバランスのとれた形態、意匠及び色彩とし、周辺景観との調和や地域の特性に配慮する。

高架橋・歩道橋

特に景観に配慮すべき地域においては、沿道住民や歩行者等に与える圧迫感をやわらげるよう配慮するとともに、周辺景観との調和や地域の特性に配慮する。

(3) 河川・水路

河川全般

「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とした整備に努める。

堤防

近景や遠景との調和を考慮しながら、できる限り自然に近い形態となるよう配慮するとともに、管理上支障がない範囲で親水性の向上に努める。

護岸

生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。

高水敷

管理上支障がない範囲で、うるおいと親しみのある水辺空間の創出に努める。

水路

地域用水機能を確保するとともに、歴史的景観の保全、親水性を確保しつつ、周辺景観との調和に努める。

水門・樋門・頭首工及び排水機場等

位置、形態、意匠、色彩及び素材に配慮し、周辺の水辺景観を阻害しないよう努める。

(4) ダム

堤体

形態及び意匠は、周辺の自然との一体感を有した景観づくりに努める。

ダム本体周辺構造物（管理事務所、繋船設備、取水設備等）

形態及び意匠などを工夫し、ダム本体及び周辺景観との調和に努める。

ダムサイト及び貯水池周辺

自然環境の保全・復元と周辺の自然景観の四季や経年の変化に配慮する。また、展望施設、遊歩道等は視点場を意識した整備とするよう努める。

(5) 砂防・治山

えん堤工・谷止工・流路工・護岸工

形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。

法枠工・擁壁工・補強土工

施設の機能美を確保するとともに、その形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。

(6) 港湾・漁港

港湾・漁港施設（防波堤、岸壁、護岸等）

安全性や機能性を確保しながら、自然公園などの観光地及びその付近については、うるおいと親しみのある空間づくりを行い、港の景観との調和に努める。

港内建築物等

建築物は、その形態、意匠及び色彩を工夫し、港の景観との調和に努める。工作物は、安全性・機能性を確保できる範囲で、港の景観との調和に努める。

港内緑化

港湾及び漁港区域内の余裕地には、緑化を図り、地域のふれあいの場として、港地域にうるおいと親しみをもたらすよう努める。

(7) 空港

空港施設

空港及び周辺整備は、周辺環境との調和に努める。

空港内建築物等

自然環境と調和した、環境にやさしい建築物とするよう努める。

(8) 海岸

堤防・護岸

形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。

海浜

自然海浜は、できる限り保全に努め、人工海浜を整備する場合は、周辺の自然景観との調和に努める。

離岸堤

水平線への見通しを阻害しないよう工夫する。

海岸緑化

海岸林や緑地、植栽は、その多様な機能、景観的な演出効果に配慮しつつ、適切な樹種、緑量、密度の選択に努める。

その他施設（消波工、管理道路等）

形態、意匠及び色彩は、背後地、堤防、海岸等の周辺環境・景観との調和に努める。

(9) 公園・緑地

公園・緑地全般

立地、設置目的、利用形態、施設内容などの特性に応じ、利用と景観との調和に努める。また、地域の歴史や生活文化を活かし、個性的な景観形成に努める。

植栽・緑化

目的に応じた樹種の選択、配植デザインを行うとともに、四季の移ろいや樹木、草花等の生長による景観の変化などを考慮し、将来にわたって良好な景観が保全・向上されるよう計画的な維持管理に努める。

公園施設

設置目的・機能と景観との調和に努める。

(10) 公共建築物

配置

敷地内の建築物の配置計画は、景観や周囲の快適性等に大きく影響するため、構想段階から十分検討する。

形態・意匠

施設用途や立地状況を踏まえ、周辺景観になじませるか、あるいはランドマークとしてシンボル性のある建物とするかなど、形態・意匠について十分検討する。

色彩・照明

施設用途や立地状況を踏まえ、色相・色調を周辺建物と統一的なものとするか、これらに対比させて賑わいを創出させるかなどについて、十分検討する。

素材・材料

耐久性や耐候性を十分考慮しながら、周辺景観を形成している素材・材料や、地域特性を表現する素材・材料の活用に努める。

敷地内緑化

敷地内はできる限り緑化を図り、その際には季節感やゆとりが感じられる空間の演出に努める。

その他（付属施設、ゴミ置き場、駐車場、設備機器類）

建物に付属する施設等についても、配置、形態、色彩等に十分配慮する。

(11) 農地整備

農地整備全般

良好な田園風景が継続的に保たれるよう、整備にあたっては景観との調和に配慮する。

区画形状

生産性の高い機能的な形状の創出を目的としつつ、地域の特徴的な景観要素をできる限り保全・活用した区画形状とするよう努める。

水路・ため池

周辺地域の自然景観や生態系などに配慮する。

その他施設（用排水機場、貯水槽、共同利用施設等）

位置、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

(12) 森林整備

林道

山麓部からの眺望に留意し、景観の変容を抑制するとともに、森林や動植物等を保全し自然環境に配慮する。

(13) 上下水道

浄水場・下水処理場

施設機能を保ちつつ、周辺景観との調和を図り、地域住民に親しまれる環境づくりに努める。

ポンプ場

周辺景観との調和に努める。

(14) 自然公園

造成等

地形や植生等に配慮した造成計画、施設配置となるよう努める。

公園内建築物等

できる限り勾配屋根とするなど、屋根、壁面の色彩、形態が自然との調和を乱さないよう努める。

歩道・園路等

自然環境の保全に十分配慮しながら、交通量や機能（登山道、遊歩道、自然観察園路等）に応じた規模・構造とするよう努める。

(15) 面的整備事業

地区全体の景観形成

道路、公園、河川等の連続性や一体性に配慮した施設づくりに努めるとともに、街並みについては、地区計画や街づくり協定などを策定することにより、整備地区全体が良好な居住環境を有するよう誘導に努める。